

# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年9月26日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）小杉町一丁目計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 指定開発行為の<br>基本的事項 | 指定開発行為者  | 三井不動産レジデンシャル株式会社 執行役員 横浜支店長 岡本 達哉  |
|                  | 名称   | （仮称）小杉町一丁目計画   |
|                  | 種類   | 高層建築物の新設（第1種行為）、住宅団地の新設（第3種行為）、大規模建築物の新設（第2種行為）  |
|                  | 実施区域   | 川崎市中原区小杉町一丁目 403-53 外  |
|                  | 目的   | 都市型住宅の新設及び都市基盤施設・商業等施設・広場の整備   |
|                  | 内容   | 計画地面積 約 5,290 m <sup>2</sup><br>建物高さ：約 155m（塔屋等を含む最高高さ 約 165m）<br>延べ面積 約 53,000 m <sup>2</sup> （うち、住宅約 47,100 m <sup>2</sup> ）   |
|                  | 施行期間   | 令和7年6月～令和11年10月  |
| 縦覧のお知らせ          | 縦覧期間   | <b>令和6年9月26日（木）～令和6年10月10日（木）</b><br>縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。<br>期間中は本市ホームページにて条例見解書の内容をご覧ください。   |
|                  | 縦覧場所及び時間   | 川崎市：中原区役所（5階）、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）<br>午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。<br>横浜市：港北区役所、みどり環境局環境影響評価課<br>午前8時45分から午後5時まで（みどり環境局環境影響評価課は午後5時15分まで）。<br>大田区：環境計画課（大田区役所本庁舎8階22番）、田園調布特別出張所<br>午前8時30分から午後5時まで。<br>世田谷区：環境・エネルギー施策推進課（世田谷区役所二子玉川分庁舎3階（B35））<br>午前9時から午後5時まで。<br>※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から縦覧を行います。<br>※土曜、日曜日は除きます。   |
|                  | 条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について  | 市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合で必要であると認めるときは、 <u>条例公聴会を開催します。</u> 開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。<br>条例公聴会は、 <b>11月16日（土）</b> 日中の開催を予定しています。<br>条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。   |
|                  | 条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について  | 申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、川崎市環境影響評価に関する条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。  |
|                  | ホームページ   | ホームページから条例見解書の閲覧、条例公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。<br><br><br><a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a> |
| 問合せ先             | 川崎市環境局環境対策部環境評価課<br>〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地<br>電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 |  |

### 関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域は、環境影響評価の結果を踏まえ、本事業により影響が及ぶおそれがある範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- ・建設機械の稼働及び冷暖房施設の設置に伴う大気質、騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある計画地敷地境界から100m程度の範囲
- ・工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う大気質、騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある工事用車両及び施設関連車両の走行ルート沿道から50m程度の範囲
- ・風害を及ぼすおそれのある計画地敷地境界から建物高さの2倍程度(約330m)の範囲
- ・日照障害が及ぶ範囲
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲

| 都道府県名 | 市名  | 区名   | 関係町丁名   |
|-------|-----|------|---|
| 神奈川県  | 川崎市 | 中原区  | 木月大町、木月祇園町、井田三舞町、井田中ノ町、井田一丁目、井田二丁目、井田三丁目、今井上町、今井仲町、今井南町、上小田中七丁目、宮内四丁目、丸子通一丁目、上丸子八幡町、上丸子山王町一丁目、上丸子山王町二丁目、小杉御殿町一丁目、小杉御殿町二丁目、小杉陣屋町一丁目、小杉陣屋町二丁目、小杉町一丁目、小杉町二丁目、小杉町三丁目、新丸子東一丁目、新丸子東二丁目、新丸子東三丁目、新丸子町、等々力、市ノ坪 |
|       | 横浜市 | 港北区  | 下田町一丁目、下田町二丁目、日吉本町二丁目   |
| 東京都   |     | 世田谷区 | 玉堤一丁目、尾山台一丁目  |
|       |     | 大田区  | 田園調布五丁目   |

※上記町丁の一部

